

広島県歯科医学会発表規定（平成 30 年 3 月 1 日改訂）

発表形式

発表形式は、口演あるいはポスター発表とします。尚、発表者は原則として、本会会員または準会員とします。ただし本会が依頼した場合や、本会役員会にて了承された場合はその限りではありません。

COI 開示について

日本歯科医学会では、「研究等の利益相反に関する指針」が平成 26 年 10 月 9 日より完全実施となりました。それに準じて、本学会が実施する歯科医学会の発表者の皆様は、発表演題に関する利益相反状態の開示が必要となりました。抄録登録時点でその内容に関連して利益相反が生じる場合には、発表時に別記基準項目別に、企業・団体名を必ず開示してください。なお、金額を開示する必要はありません。また、利益相反が生じない場合も、その状態を開示してください。発表年度 4 月より翌年 3 月まで（2016 年 4 月～2017 年 3 月）の期間の COI 状態を申告してください。（詳細は別記参照）

（1）口演

口演時間は 1 題 8 分、10 分、15 分（質疑応答 2 分）とします。

なお使用できる機材は、PC（Windows 機）及び液晶プロジェクター（1 台）とし、大会本部にて準備します。また、使用アプリケーションは Microsoft PowerPoint のみとしますので、それ以外の OS、アプリケーションをお使いの場合はあらかじめ申請してください。

Windows にて作成したデータは、USB ストレージにて当日指定時間にお持ちください。また不測の事態に備え別のメディアに保存したデータもご持参ください。なおスライドの枚数に制限はありません。

*大会本部 PC を使用の場合の留意点

・画像解像度は XGA(1024×768)に設定してください。

・フォントは Windows で標準搭載されているフォントをご使用下さい。

・動画を用いた発表の場合、ビデオテープ、DVD 等のご使用になれません。動画を PowerPoint に貼り付けてください。また、Windows で標準搭載の「Windows Media Player」で再生可能なものに限りませ

（詳細事項は、今後変更されることが考えられます。詳細は演題募集の際公開される広歯月報、またはホームページにてご案内します）

（2）ポスター発表

ポスターの掲示様式の詳細は下記をご覧ください。

ポスター掲示形式

1. ポスターパネルの掲示可能なスペースは、横 90cm、縦 180cm です。その内、最上段から縦 20cm の位置を演題名掲示と致します。本文の示説用スペースは、横 90cm 縦 160cm とします。

（右記のように最上段左側の横 20cm、縦 20cm に演題番号を掲示します。尚、演題番号は本会が用意致します。その右側のスペースに、演題名、所属、発表者名を表示して下さい。尚、共同発表の場合、発表代表者名の前に○印をつけて下さい。）

2. ポスター余白の見やすい位置に、発表代表者が容易にわかるように手札判の大きさの顔写真を掲示して下さい。

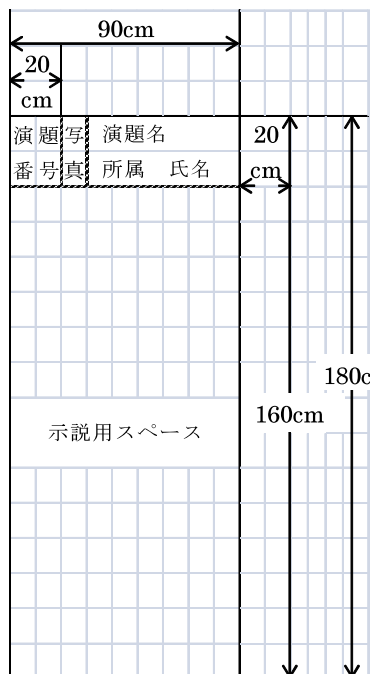
3. ポスターには、研究目的、材料および方法、成績、考察、結論（症例報告の場合には、緒言、症例、経過、予後、考察、結論、）などを簡潔に記載して下さい。

（読みやすい大きさのポイントで印刷したもの、あるいは手書きしたものをボードに貼って下さい。）また、図や表を多用し、見やすいようにお願いします。

4. ポスターはパネルにピンで留めますが、ピンは本会で用意します。

5. ポスターを見やすくするために、バックに色紙を貼ることは発表者の自由です。

6. パネルは 1 枚使用できます。



(別記)

COI 開示の基準

(日本歯科医学会平成 26 年 10 月 9 日実施の「研究等の利益相反に関する指針」に準拠)

項目	申告の基準
① 報酬額	1 つの企業・団体から年間 100 万円以上
② 株式の利益	1 つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5% 以上保有
③ 特許使用料	1 つにつき年間 100 万円以上
④ 講演料	1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上
⑤ 原稿料	1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上
⑥ 研究費・助成金などの総額	1 つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上
⑦ 奨学（奨励）寄付などの総額	1 つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上
⑧ 企業などが提供する寄付講座	企業などからの寄付講座に所属している場合に記載
⑨ 旅費、贈答品などの受領	1 つの企業・団体から年間 10 万円以上

COI 開示方法

口演発表の場合 発表スライドの最初（または演題・発表者・講演者などを紹介するスライドの次）
に開示

ポスター発表の場合 ポスターの最後に開示（貼付）

COI 開示様式

- (1) COI 状態がない場合、「本発表に関して、開示すべき利益相反状態はない」と記載する。
- (2) COI 申告開示の必要がある場合、「本発表に関して、開示すべき利益相反状態あり」と記載し、項目、COI 状態にある企業・組織または団体名を記載する。